

## 令和8年度洲本市地域経済循環創造事業（ローカル10,000プロジェクト）

### 申請事業者募集要項

#### 1. 目的

本要項は、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業化の取組を促進し、地域での経済循環を創造することを目的とした総務省所管の地域経済循環創造事業交付金を活用し、本市から申請を行う事業（以下「申請事業」という。）を募集するにあたり、必要な事項を定める。

#### 2. 洲本市地域経済循環創造事業補助金

##### （1）概要

申請事業のうち、総務省において交付決定を受けた事業について、洲本市地域経済循環創造事業補助金交付要綱に基づき、補助金を交付する。ただし、補助金の交付にあたっては、本市の予算の承認を前提とし、これらが得られない場合には補助金を交付しない。

##### （2）補助対象事業

次の要件をすべて満たす事業であること。

- ア 産官学金の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型の事業であること。
- イ 事業の実施により、本市の負担により直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となること。
- ウ 本市の施策（新洲本市総合計画）に関連があり、地域課題の解決及び地域への波及効果が見込まれる事業であること。
- エ 他の同様の公共的な地域課題を抱える地方公共団体に対する高い新規性・モデル性があること。
- オ 補助対象経費に係る地域金融機関等からの融資額（以下「融資額」という。）の総額が、補助金額と同額以上であり、かつ当該融資が無担保（補助金事業により取得する財産に抵当権その他の担保権を設定する場合を除く。）の融資であること。なお、経営者が連帯保証人（経営者保証）となっていない融資であること。

#### 3. 補助対象者

- （1）洲本市の区域内に、現に本店若しくは主たる事務所を有し、又は新たに本店若しくは主たる事務所を設けようとする者
- （2）洲本市税等の滞納がない者
- （3）洲本市暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない者
- （4）補助対象経費に対して、国、地方公共団体又はその機関が交付する補助金、交付金、助成金等を本補助金と重複して交付を受けていない、又は受ける見込みがないこと。

#### 4. 補助対象経費

補助対象経費は、国の地域経済循環創造事業交付金交付要綱に基づき、交付決定の日から実績報告をした日までに要した次の表に掲げる経費とする。

経費の区分	内容
施設整備費	事業の遂行に必要な建物、建物付属設備及び構築物に係る設計、工事監理、建築工事、修繕及び購入に係る経費。ただし、用地取得費は除く。
機械装置費	事業の遂行に必要な機械装置に係る設計、工事監理、修繕、購入及びリース・レンタルに係る経費（事業の遂行に必要な著作権等の無形資産の取得等に要する経費を含む）。
備品費	事業の遂行に必要な備品の購入及びリース・レンタルに係る経費。
調査研究費	事業の遂行に必要なものとして、補助対象者と連携する地域の大学が行う調査研究に係る経費。ただし、補助対象者が直接行う調査研究に係る経費は除く。

## 5. 補助金額

補助金額は、1事業あたり補助対象経費から融資額及び補助対象者の自己資金等の合計額を差し引いた額とし、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。なお、令和8年度の1事業あたりの補助上限額は、補助対象経費における地域金融機関等による融資額又は2,000万円のいずれか低い額とする。

## 6. 補助対象期間

補助対象期間は、単年度を原則とする。また、交付決定日前に実施された事業は補助対象外とする。2か年にわたる事業実施を検討の場合には、書類を提出する前に、事前に市へ相談すること。

## 7. 参加方法

### (1) 提出書類

公募に参加する事業者等は、次に掲げる書類を提出すること。

- ・地域経済循環創造事業実施計画書【様式1】
- ・事業概要ポンチ絵【様式2】
- ・市歳入金情報に関する同意書【様式3】
- ・交付金申請調書【様式4】※

※事業計画期間が年度を超える場合、2年分を記載すること。

※提出年度内で事業が終了する場合は、提出不要。

※作成する場合は、工事等の契約を分け、それぞれ実績報告・確認等を行うため、対象経費を各年度で明確に切り分ける（例えば、1年目は設計業務、2年目は建築工事等）必要があります。

- ・補助対象経費の根拠となる見積書【任意様式】
- ・工程表（スケジュールが分かる書類）【任意様式】
- ・体制図【任意様式】
- ・融資額を確認できる書類（融資見込証明書、融資申請書の写し等）

・プレゼンテーション資料【任意様式】

・各種証明書

①法人格を有するもの

履歴事項全部証明書（直近3か月以内に法務局が発行したもの）の写し

②個人事業主

顔写真付き本人確認書類の写し、個人事業の開業届出書（受付印のあるもの）の写し

③任意団体

規約、会則の他にこれに類するものの写し、会員名簿の写し

④上記①～③に該当しない者

顔写真付き本人確認書類の写し

(2) 提出部数

正本1部、副本6部の書類及び提出書類のPDFデータを提出すること。データはZIPファイルに取りまとめること。

(3) 提出方法

下記提出期限までに、提出先に持参又は郵送により提出すること。PDFデータは電子メールにより提出すること。電子メール送付後は、提出を行った旨を電話で連絡すること。

(4) 提出期限

令和8年7月10日（金）午後5時【必着】

## 8. 審査会（プレゼンテーション）

申請事業を選定するため、透明性及び公平性を確保し、適正に事業を選定することを目的とした洲本市地域経済循環創造事業審査会（以下「審査会」という。）を置く。審査会は、非公開とする。

(1) 審査方法

事業実施計画書等の提出書類及びプレゼンテーションを総合的に審査する。

(2) プレゼンテーション

①プレゼンテーション会場への入場者は、1事業者あたり3名以内とする。

②プレゼンテーションの時間は、1事業者あたり15分以内とする。

③プレゼンテーションの実施終了後、約10分の質疑応答時間を設ける。

④プレゼンテーションは、提出したプレゼンテーション資料を用いて行うものとし、当日の差し替えや資料の追加は認めないものとする。

⑤プレゼンテーションに必要な機材（パソコン、スクリーン、プロジェクター等）は市で用意するものとする。

⑥プレゼンテーションは、令和8年7月17日（金）に洲本市役所で実施し、詳しい時間等は、別途通知する。

(3) 審査項目及び配点

各審査項目において、6割以上を合格とし、総合得点60点以上となった事業のうち、得点の高い事業から優先して国への申請事業を選定する。

①地域資源の活用 10点

- ・本市の地域資源（産品、人材、施設等）を活用する事業であるか。

②公共的な地域課題の解決 20点

- ・事業の実施により、本市の負担により直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となるか。
- ・本市の施策（新洲本市総合計画）と関連があり、地域課題の解決及び地域への波及効果が見込まれる事業であるか。

③事業の新規性 10点

- ・事業者にとって新規ビジネスであるか。

④事業のモデル性 10点

- ・市内で前例のない取組みであるか。
- ・同様の地域課題を抱える地域のモデルとなり得るか。

⑤地域金融機関との連携 10点

- ・地域金融機関等との調整が行えているか。

⑥雇用計画 10点

- ・地域人材の雇用計画及び育成計画に具体的かつ確実性があるか。

⑦リスクに対する回避策 10点

- ・事業に内在するリスクを認識しており、そのリスクに対する回避策があるか。

⑧事業の実現性 10点

- ・収支計画は妥当で、事業内容及び事業戦略は具体的かつ確実性があるか。

⑨事業の継続性・自立性 10点

- ・補助事業完了後も自立して事業継続できる見通しがあるか。

上記①から⑨に加えて、総務省が指定する重点支援分野（地域脱炭素の推進に関連する事業、又は地域の女性や若者の活躍に関連する事業）については、さらに10点の範囲内で加点可とする。

（4）審査結果の通知

審査を受けた全ての事業者等に対して文書により通知する。なお、結果に関する問合せ、異議申立ては受け付けないものとする。

（5）失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ 審査の公平性を害する行為があった場合

ウ 事業の採否の働きかけを行う目的で、事業者等又はその関係者が直接又は間接に本市職員又は審査会委員等と接触をもった場合

エ 提出書類に不足があった場合

オ その他、審査会において不相当と認められた場合

## 9. スケジュール（予定）

期間	内容
令和8年6月15日(月)～令和8年7月10日(金)午後5時	募集期間
令和8年7月17日(金)	審査会による審査 (プレゼンテーション等)
令和8年7月下旬	審査結果の通知
令和8年7月下旬	本市から総務省へ交付申請
令和8年8月以降～ ※交付申請から交付決定まで約2～3か月を要する。	総務省からの交付決定通知 本市からの交付決定通知 事業着手
令和9年3月31日(水)まで	補助事業の実績報告
実績報告の確認後	補助金確定、補助金支払
事業開始後	事業完了の翌年度から5年間は 収益状況を報告 10年間は国が行うフォローアップ調査を実施

## 10.留意事項

- ・本補助金は、総務省へ提出する前に金融機関や市との事前調整が必要のため、応募を検討する場合は、必要に応じて事前に市へ相談すること。
- ・各申請に係る費用及びプレゼンテーションに参加する費用は、全て参加者が負担すること。
- ・提出書類は返却しない。
- ・補助金の交付は、本市の予算の承認及び国の事業採択・交付決定を前提とし、これが得られない場合は、補助金を交付しない。
- ・提出にあたっては、本要項に加えて、「洲本市地域経済循環創造事業補助金交付要綱」及び地域経済循環創造事業交付金に係る総務省ホームページ等を確認すること。

## 11. 書類の提出先及び問い合わせ先

洲本市企画情報部企画課政策調整係

住所：〒656-8686 兵庫県洲本市本町三丁目4番10号

電話：0799-22-3321 （内線）1513

FAX：0799-22-1315

電子メール：kikaku@city.sumoto.lg.jp